

体験乗船実施基準（日本セーリング連盟基準）

（目的）

xxx 体験乗船実行委員会の使用する船舶の運航を適正かつ円滑に処理するための責任体制及び実施の基準を明確にし、安全を確保することを目的とする。

（運行基準、及び事故処理基準）

- 1 この実施のため、運航基準、及び事故処理基準を定める。
- 2 船舶の運航については、この基準及び運航基準に定めるところによる。
- 3 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この基準及び事故処理基準に定めるところによる。

（実行委員会の職務及び権限）

第 1 条 実行委員会の職務及び権限は、次のとおりとする。

- 1 船舶の運航及び乗員の安全に関する業務全般を統轄すること。
- 2 船舶の運航に関し、船長と協力して安全を図ること。
- 3 実行委員会の職務及び権限は、船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

（運航計画、配船及び配乗計画）

第 2 条 実行委員会は使用船舶の性能、使用港の港、航路の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

- 2 船舶及び港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合は、船長及び実行委員会は、協議により運航休止、又は変更の措置をとらなければならない。

（運航の中止）

第 3 条 船長は、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき、又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置を取らなければならない。

- 2 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

第 4 条 実行委員会は、運航基準の定める処により発航が中止されるべきと判断した場合において、船長から発航を中止する旨の連絡がない時又は発航する旨の連絡を受けた時は、船長に対して発航の中止を指示しなければならない。

（運航に必要な情報の収集）

第 5 条 実行委員会は、次に掲げる事項を把握しておくものとする。

- （ 1 ）気象・海象に関する情報

- (2) 港内事情
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した数
- (7) 船舶の動静
- (8) その他、航行の安全の確保のため必要な事項

(発航前点検)

第 6 条 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(飲酒の制限等)

第 7 条 船長は、飲酒等により正常な乗船業務ができないおそれがある者を乗船させてはならない。

(安全教育)

第 8 条 実行委員会および船長は、体験乗組員に対し、海上衝突予防法等の関係法令その他安全を確保するために必要と認められる事項について安全教育を実施し、その周知徹底を図らなければならない

船長は体験乗船員に対し次の事項を教育しなければならない。

- (1) 乗船船員の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の行動要領 (非常信号、避難等)
- (4) 病気、船酔い等が発生した場合の船長への相談

(事故処理にあたっての基本的態度)

第 9 条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず、常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。

(船長のとるべき措置)

第 10 条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止の為の措置、体験乗船員の不安を除去する為の措置等必要な措置を講ずると共に、事故処理基準に定める処により、事故の状況及び講じた措置をすみやかに実行委員会に連絡しなければならない。併せて海上保安官署等への連絡を行わなければならない。

- 2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難信号を発しなければならない。なお、携帯電話がある場合は、併せて 1 1

8 番へ通報しなければならない。

(実行委員会のとるべき措置)

第 11 条 実行委員長は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置を講じなければならない。

(通信の優先処理)

第 12 条 事故関係の通信は、最優先させ迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第 13 条 実行委員会は、事故の発生を知ったときは、すみやかに関係運輸局及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告しなければならない。

(事故の原因等の調査)

第 14 条 実行委員会、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

(特別配慮)

第 15 条 実行委員会は 12 歳未満の子供を体験乗船に乘せる場合には、必ず保護者への説明安全教育を行い、文書による乗船同意を得ると共に、保護者の同時乗船を基本とする。止む終えない場合において、保護者が同乗しない場合には、同意の上代行保護者を定めることとする。

第 16 条 実行委員会は体験乗船者の保護のための保険契約を締結すること。

第 17 条 体験乗船への参加をもって、乗船経歴を証しようとする場合には、実行委員会は別に定める乗船経歴を証するための規程 に準じ記録を残さなければならない。

付則 1、運行基準

付則 2、事故処理基準

平成 15 年 8 月 日本セーリング連盟 外洋特別委員会